

さくら市農業委員会総会議事録（令和6年12月定例総会）

1. 開催日時 令和6年12月23日（月）午後1時30分から午後2時27分

2. 開催場所 さくら市役所 第2庁舎 2階 第1・2会議室

3. 出席委員（19人）

会長	20番	七久保 勉
会長職務代理者	8番	関 誠
委員	1番	古澤 一郎
	2番	手塚 栄一
	3番	小菅 和彦
	5番	田崎 次男
	6番	片岡 純雄
	7番	高木 るみ子
	9番	手塚 智枝子
	10番	神山 智子
	11番	小林 義和
	12番	石塚 良男
	13番	軽部 俊典
	14番	小堀 義明
	15番	小林 薫
	16番	小川 圭一
	17番	大谷 伸二
	18番	手塚 裕一
	19番	軽部 喜一

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 非農地証明願について
- 議案第2号 農地移動適正化あっせん申し出について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について
- 議案第6号 地域計画に係る目標地図について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 大竹 宏委
 副主幹兼係長 小倉 真理
 主査 高野 洋
 主事 大野 まりか

7. 会議

事務局	大竹	定刻になりました。 本日の出席委員は 19 名で、欠席はありませんので、定足数に達しており、総会は成立いたします。 それでは、会長よりごあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。
会長	七久保	皆さんこんにちは。お忙しいところご大変ご苦勞様です。先月の 28 日に東京で開催されました全国農業委員会会長代表者集会と全国農業会議所創立 70 周年記念式典に出席してきました。農業委員会に対する予算と人材を増やすこと等が主な内容でした。その中に、農業委員と農地利用最適化推進委員の並存配置の見直しというのがありました。私が農業委員になった時から、役割が難しいとは思っていました。当日は 10 時 30 分から國井会長が栃木県選出の国会議員に要請書を渡しました。その後、11 時から、國井会長は全国農業会議所の会長でもあるわけですが、農林水産大臣に会って、農地利用最適化推進委員の廃止を要請すると言っていました。ですから、近いうちに何らかの見直しがあるのかと思いました。 それではただ今から、さくら市農業委員会 12 月定例総会を開催いたします。
事務局	大竹	それでは、さくら市農業委員会総会規則第 5 条の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。
議長	七久保	それでは、会議に先立ちまして、11 月定例総会において承認されました常設審議委員会にかかる第 5 条の規定による許可、申請者 ○○ 1 件につきまして、栃木県農業会議に諮問したところ 11 月 26 日付けで許可相当の答申を受けました。

		許可書については、１１月２６日付けで交付しましたので、ご報告いたします。 次に、本日、書類審査及び現地調査を行っておりますので、各調査会より報告をお願いいたします。 はじめに、第１調査会の委員長からお願いいたします。
１番	古澤	本日午前１０時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第１号１件、議案第２号２件、議案第３号１件の合計４件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	七久保	次に、第２調査会委員長の報告を求めます。
１１番	小林	本日午前９時３０分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしましては議案第２号１件、議案第３号２件、議案第４号２件の合計５件でございます。後ほど担当委員から詳細な説明がありますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	七久保	次に、第３調査会委員長の報告を求めます。
１７番	大谷	本日午前１０時より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件として議案第２号１件、議案第３号３件、議案第４号１件の合計５件であります。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	七久保	次に、第４調査会委員長の報告を求めます。
６番	片岡	本日午前９時３０分より全員出席のもと書類および現地調査を行いました。案件といたしまして議案第２号１件です。詳細につきましては後ほど担当委員より説明がありますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	七久保	それでは、議事に入る前に、議事録署名人を指名いたします。 １番の古澤一郎委員、３番の小菅和彦委員を指名いたします。 それでは、議事に入ります。

		議案第 1 号「非農地証明願について」を議題に供します。 番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第 1 号 番号 1 番について、朗読して説明する。) なお、非農地証明事務処理要領の 2 の (3) の「人為的な転用行為が行われてから 20 年以上経過しており、かつ農地への復元が容易でないと認められるもの」に該当すると思われますので、非農地証明書を交付することは問題ないと考えます。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
18 番	手塚	案内図 1-1 をご覧ください。(申請の場所を説明する。) 木が生えている状態で、周りに塀が囲ってある状態です。現況では復元は無理かと思われます。 17 日に地元推進委員さんと現地調査を行い、本日の調査会で現地を確認した結果、問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 1 号 番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 1 号 番号 1 番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第 2 号「農地移動適正化あっせん申し出について」を議題に供します。 番号 1 番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 2 号 番号 1 番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施

		規程第 10 条の規定に基づき、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第 2 調査会の委員長より指名願います。
11 番	小林	あっせん委員といたしまして、14 番 小堀義明委員、11 番 私、小林義和が担当いたします。
議長	七久保	それでは、議案第 2 号 番号 1 番のあっせん委員は、11 番 小林義和委員、14 番 小堀義明委員を指名します。 続きまして、議案第 2 号 番号 2 番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 2 号 番号 2 番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づき、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第 1 調査会の委員長より指名願います。
1 番	古澤	あっせん委員といたしまして、15 番 小林薫委員、18 番 手塚裕一委員を指名します。
議長	七久保	それでは、議案第 2 号 番号 2 番のあっせん委員は、15 番 小林薫委員、18 番 手塚裕一委員を指名します。 続きまして、議案第 2 号 番号 3 番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第 2 号 番号 3 番について、朗読して説明する。) この土地について、売買及び貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第 10 条の規定に基づき、2 名のあっせん委員の選出についてお諮りします。

		以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第4調査会の委員長より指名願います。
6 番	片岡	あっせん委員といたしまして、6 番 私片岡と、1 3 番 軽部俊典委員を指名します。
議長	七久保	それでは、議案第2号 番号3番のあっせん委員は、6 番 片岡純雄委員、1 3 番 軽部俊典委員を指名します。 続きまして、議案第2号 番号4番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第2号 番号4番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。
議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第3調査会の委員長より指名願います。
1 7 番	大谷	あっせん委員といたしまして、5 番 田崎次男委員、1 9 番 軽部喜一委員を指名します。
議長	七久保	それでは、議案第2号 番号4番のあっせん委員は、5 番 田崎次男委員、1 9 番 軽部喜一委員を指名します。 続きまして、議案第2号 番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	(議案第2号 番号5番について、朗読して説明する。) この土地について、貸借の相手方をあっせんして欲しい旨の申出がありましたので、さくら市農地移動適正化あっせん事業実施規程第10条の規定に基づき、2名のあっせん委員の選出についてお諮りします。 以上です。

議長	七久保	あっせん委員の選出ですので、第1調査会の委員長より指名願います。
1 番	古澤	あっせん委員といたしまして、15番 小林薫委員、18番 手塚裕一委員を指名します。
議長	七久保	それでは、議案第2号 番号5番のあっせん委員は、15番 小林薫委員、18番 手塚裕一委員を指名します。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。 番号1番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号 番号1番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
9 番	手塚	案内図3-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は事務局の説明のとおりですが、譲渡人〇〇さんが譲受人△△さん、現在耕作しているのが△△さんになります。売買して所有権を移転します。 16日に推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第3号 番号1番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】

議長	七久保	全員挙手ですので、議案第３号 番号１番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号 番号２番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第３号 番号２番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
５番	田崎	案内図３－２をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲受人の〇〇さんは兼業農家として水稻を中心に経営を行っております。譲渡人の△△さんから贈与で畑を受けるものです。〇〇さんと△△さんは親戚関係です。 地元の推進委員と１７日に現地を確認し、本日の調査会におきまして申請の内容を確認したうえで現地調査を行いました但問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第３号 番号２番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第３号 番号２番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第３号 番号３番について事務局の説明を求めます。

事務局	大野	(議案第3号 番号3番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
12番	石塚	案内図3-3をご覧ください。(申請の場所を説明する) 本申請は、譲渡人〇〇さんが譲受人△△さんに農地を売買する案件です。申請地は〇〇さんが耕作を依頼していた方が3年前に亡くなり、耕作者を探していましたが見つからず、遊休農地となっていました。今回、隣の農地を耕作している△△さんとの売買の話がまとまり、本申請に至りました。 今月21日に地元の推進委員さんと、本日の調査会において書類を確認したうえで現地調査を行いましたは何ら問題ないと思われます。 以上のような状況でございます。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号3番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号3番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号4番を議題に供します。
9番	手塚	議案第3号 番号4番につきましては、当時者であるため退席いたします。
議長	七久保	議案第3号 番号4番につきましては、農業委員会等に関する

		法律第31条の規定により、当時者である 9 番「手塚智枝子委員」の退席を許可します。
		【9 番 手塚智枝子 委員 退席】
議長	七久保	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号 番号4番について、朗読して説明する。 この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
3 番	小菅	案内図3-4をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、譲渡人〇〇さんから譲受人△△さんへ贈与によって農地を取得する案件です。譲受人と譲渡人は、いどこ関係にあり、耕作者の△△さんに贈与します。 今月20日に地元の推進委員さんと、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが特に問題ないと思われます。 以上のような状況でございます。 皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号4番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号4番については、原案どおり承認されました。 9 番「手塚智枝子 委員」の着席を願います。

		【9番 手塚智枝子 委員 着席】
議長	七久保	続きまして、議案第3号 番号5番について事務局の説明を求めます。
事務局	大野	(議案第3号 番号5番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
19番	軽部	案内図3-5をご覧ください。(申請の場所を説明する) 譲渡人〇〇さんは、譲受人△△さんの、めいにあたります。親族の贈与による所有権移転です。 22日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地調査を行った結果、何ら問題ないと思われ ます。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号5番について、承認される方の挙手を求め ます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号5番については、原案ど おり承認されました。 続きまして、議案第3号 番号6番について事務局の説明を求 めます。
事務局	大野	(議案第3号 番号6番について、朗読して説明する。) この件につきましては、全部効率要件、農作業常時従事要件、地

		域調和要件等、許可要件を満たしており、許可相当と判断いたします。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
19番	軽部	案内図3-6をご覧ください。(申請の場所を説明する) この案件は、前の案件と同じように、譲渡人〇〇さんは、譲受人△△さんの、めいにあたります。親族の贈与による所有権移転です。 22日に地元推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地調査を行った結果、何ら問題ないと思われ ます。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第3号 番号6番について、承認される方の挙手を求め ます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第3号 番号6番については、原案ど おり承認されました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請につい て」を議題に供します。 番号1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	(議案第4号 番号1番について、朗読して説明する。) なお、農地区分は、農地の集团的広がり約2.3haで、農業 公共投資の対象となっていない土地ですので、第2種農地と判断 し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、 申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。

議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
10番	神山	案内図4-1をご覧ください。(申請の場所を説明する) 申請者の〇〇は、再生可能エネルギー事業・小売電気事業を目的とする会社です。利便性の良い土地を探していたところ、車でアクセス可能で、事業目的を果たすための要件を満たしている場所が見つかりました。土地所有者は高齢化に伴い、今後は耕作を行わないこととしました。子に貸借していたものの耕作しておらず、今後の農地としての維持管理を心配しておりましたところ、今回の計画を提案いただき、支えていただくことになりました。 土地の選定理由として、土地を探す一連の流れの中で、設置のための要件として、必要最低限の設置面積の敷地面積が確保できること、日照条件が良好で隣接地に与える及び与えられる影響が少ない、□□からの引き込み線の設置が容易、太陽電池モジュールが効率的に配置できる、地主の方との間で所有権移転契約が可能である、以上の要件を満たす土地を候補地として、今回の申請地が必要とされる要素を満たす土地であるという結論に至りました。盛土・切土等を行わず、雨水等は自己所有地内で自然浸透となります。遠隔管理システムを導入し、常時リアルタイムに確認することで問題が生じないように管理します。 資金計画として、収入は自己資金48,910,400円、支出は太陽光発電システム費他一式料金37,197,600円・土地購入費11,712,800円 合計48,910,400円となります。 周辺農地への被害防除対策として、切土・盛土等を行わず、取水・雑排水は無し、雨水は敷地内自然浸透方式によります。周辺農地に対する日照・通風に関しては、影響を及ぼすことはありません。安全対策・盗難対策として、対応電池モジュール設置エリアの周囲全体に、高さ約1.5mのネットフェンスを設置すると共に、遠隔モニタリングシステムを導入し、太陽電池モジュールに問題が生じた場合でも、リアルタイムに確認することができる体制を確保します。 22日に地元の推進委員と現地を確認し、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが何ら問題ないと判断しております。 皆様のご審議をお願いいたします。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。

		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないので、採決に入ります。 議案第４号 番号１番について、承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第４号 番号１番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第４号 番号２番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	（議案第４号 番号２番について、朗読して説明する。） なお、農地区分は、農地の集团的広がりが約０．５ｈａで、農業公共投資の対象となっていない土地ですので、第２種農地と判断し、土地の選定経過書により代替性の確認もとれておりますので、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
３番	小菅	案内図４－２をご覧ください。（申請の場所を説明する） この案件は、〇〇さんが、△△さんから売買によって土地を購入し、工場を建てる案件です。 〇〇は□□の１００％子会社であります。ケーブル保護管、ケーブル、ベアリング関連機器等を提供している会社です。設立当初は●●市の１か所に生産・倉庫機能を持っておりましたが、事業拡大に伴い、現在▽▽内に４か所の工場・倉庫拠点を有しております。しかしながら、倉庫は離れた場所にあり、オペレーションが複雑で物流効率も非常に悪く、また、現在の工場は場所が狭く効率的な生産ラインが組めず、自動化設備を導入するスペースにも大きな制約があります。このようなことから、新工場を建設し、現在の４か所の生産・倉庫拠点を１か所に集約し、物流効率を改善するとともに、自動化機器・省力化機器の導入、生産ラインの見直し、新たな倉庫システムの導入、生産現場のＩＴ化等により労働生産性を継続的に向上させていきたいと考えておりま

す。

土地の選定理由ですが、現在の工場・倉庫は●●市に3拠点、◇◇に1拠点であり、今回土地の選定において最も重視したのは現工場の従業員が引き続き働いていただけるような土地を選定することです。建設を予定している土地は、現第1工場から車で約◎◎分程度の距離で、現従業員が通勤可能な場所です。また、土地の広さは全体で約40,000㎡で十分余裕をもった工場建設計画を立てることができます。さらに、▲▲に本社があり、現在の工場は■■駅から車で約1時間かかり、決して近い距離とは言えません。▲▲本社の社員と工場の社員が互いに、より容易に行き来できるようにするためには、今の工場よりも■■駅に近い場所が理想でありました。今回の工場建設予定地は●●に近く、■■駅からも車で約35分の距離であり、アクセスが悪くありません。上記の条件をすべて満たしている土地は、弊社が把握している限り、今回の工場建設予定の土地以外にはありません。

土地利用計画ですが、工場、鉄骨造2階建、1棟を予定しています。取水は市営水道、汚水は合併浄化槽・排水浄化処理装置を通し調整池から放流管を通し幹線用排水へ放流します。雨水は開発区域内に調整池及び浸透ますを設置し幹線用排水へ放流します。駐車場160台分を予定しております。

進入路は、先ほどの案内図のとおりです。今回、転用する面積は5,355㎡ですが、案内図のとおり農地3か所以外に全体で、周りはほぼ山林でございます。山林全部含めて約40,000㎡という土地になります。

資金計画ですが、造成費5億5千万円、用地費5千万円、建物工事費17億円、実施設計5千12万5千円、工事管理費用937万5千円、借入金利息5千534万9千円、合計24億1千484万9千円になります。自己資金が5千534万9千円、24億円借入れ予定です。

周辺農地への影響ですが、北側・南側に道路、南西側に用排水、北側から南側にかけて田及び山林となっていますが、雨水排水・土砂流出については、L型擁壁やブロック積等で外周を覆い、隣接地への流出及び流入を防ぎます。また、日照・通風についても遮ることがなく、周辺農地への被害は生じません。

今月20日に地元の推進委員と、本日の調査会におきまして書類審査及び現地確認しましたが特に問題ないと考えております。

皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第４号 番号２番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第４号 番号２番については、原案どおり承認されました。 続きまして、議案第４号 番号３番について、事務局の説明を求めます。
事務局	高野	（議案第４号 番号３番について、朗読して説明する。） なお、農地区分は、都市計画法の用途地域でありますので、第３種農地と判断し、申請の内容は許可基準に適合しているものと判断します。 以上です。
議長	七久保	担当委員の説明をお願いします。
５番	田崎	案内図４－３をご覧ください。（申請の場所を説明する） 本申請は、〇〇が売買により太陽光発電設備として転用する案件です。 申請者は、△△に本社を置く□□の子会社で、太陽光発電設備を主な事業とする会社です。 転用行為の必要性と土地の選定理由ですが、申請地は陽当たりが良く、面積・周辺環境等においても好条件であり、土地所有者から土地を譲ってもらえることとなったため、今回申請に至っております。 土地利用計画ですが、太陽光パネル１６０枚の発電事業です。雨水は敷地内浸透で、その他の排水はありません。 資金計画につきましては、総事業費は自己資金で１千２８４万４千１０７円の計画です。残高証明書が添付されております。 周辺農地への影響ですが、東西南北、雑種地と道路ですが周辺

		農地への影響はございません。 地元の推進委員と１７日に現地を調査し、本日、調査会において申請内容を確認したうえで現地確認を行いました但問題ないと判断しております。 以上のような状況でございます。 ご審議の程よろしく申し上げます。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第４号 番号３番について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第４号 番号３番については、原案どおり承認されました。 次に、議案第５号「農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画に係る意見について」を議題に供します。
２番	手塚	議案第５号につきましては、当時者であるため退席いたします。
１１番	小林	議案第５号につきましては、当時者であるため退席いたします。
１９番	軽部	議案第５号につきましては、当時者であるため退席いたします。
議長	七久保	議案第５号につきましては、農業委員会等に関する法律第３１条の規定により、当時者である ２番「手塚栄一 委員」、１１番「小林義和 委員」、１９番「軽部喜一 委員」の退席を許可します。 【２番 手塚 栄一 委員 退席】

		【 1 1 番 小林 義和 委員 退席】
		【 1 9 番 軽部 喜一 委員 退席】
議長	七久保	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	大野	この議案は、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程に基づき市が定める農用地利用集積計画、及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき市が意見を求める農用地利用配分計画となります。 令和 6 年度 第 9 号 公告予定年月日は令和 6 年 1 2 月 2 7 日です。 計画の内容といたしましては、利用権設定が新規設定が 3 9 件、再設定 3 4 件、農地中間管理権取得が 2 件、所有権移転が 1 件です。 なお、詳細については、別紙の農用地利用集積計画書のとおりです。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。
		【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 5 号について承認される方の挙手を求めます。
		【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 5 号については、原案どおり承認されました。 2 番「手塚栄一 委員」、1 1 番「小林義和 委員」、1 9 番「軽部喜一 委員」の着席を願います。
		【 2 番 手塚 栄一 委員 着席】
		【 1 1 番 小林 義和 委員 着席】
		【 1 9 番 軽部 喜一 委員 着席】

議長	七久保	次に、議案第 6 号「地域計画に係る目標地図について」を議題に供します。 事務局の説明を求めます。
事務局	小倉	農業経営基盤強化促進法等の改正により令和 7 年 3 月に、市において、地域計画が策定されます。地域計画は、人・農地プランを法定化したものであり、おおむね 10 年後の地域農業のあり方を策定するものです。また、地域計画では、地域内の農地を誰が耕作するか位置づけた目標地図を作成します。地域計画の策定に向けて行ってきた地域での話し合いの結果を基に、目標地図を作成いたしました。 つきましては、作成した目標地図を市に提出してよろしいか、お諮りします。 なお、今後、目標地図に変更が生じれば、随時変更してまいります。 以上です。
議長	七久保	それでは質疑に入ります。 【異議なしの声あり】
議長	七久保	異議なしの声以外ないようですので、採決に入ります。 議案第 6 号について、承認される方の挙手を求めます。 【全員挙手】
議長	七久保	全員挙手ですので、議案第 6 号については、原案どおり承認されました。 次に、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」番号 1 番から番号 18 番、 報告第 2 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」番号 1 番から番号 3 番はお目通しを願います。 本日の議題はすべて終了しました。 以上を持ちまして、さくら市農業委員会 12 月定例総会を閉会いたします。 (午後 2 時 27 分)